

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本市では「第6次会津若松市長期総合計画」を最上位計画とする「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められ、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年12月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年には、5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が可決・成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも広げ、子どもへの支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきています。

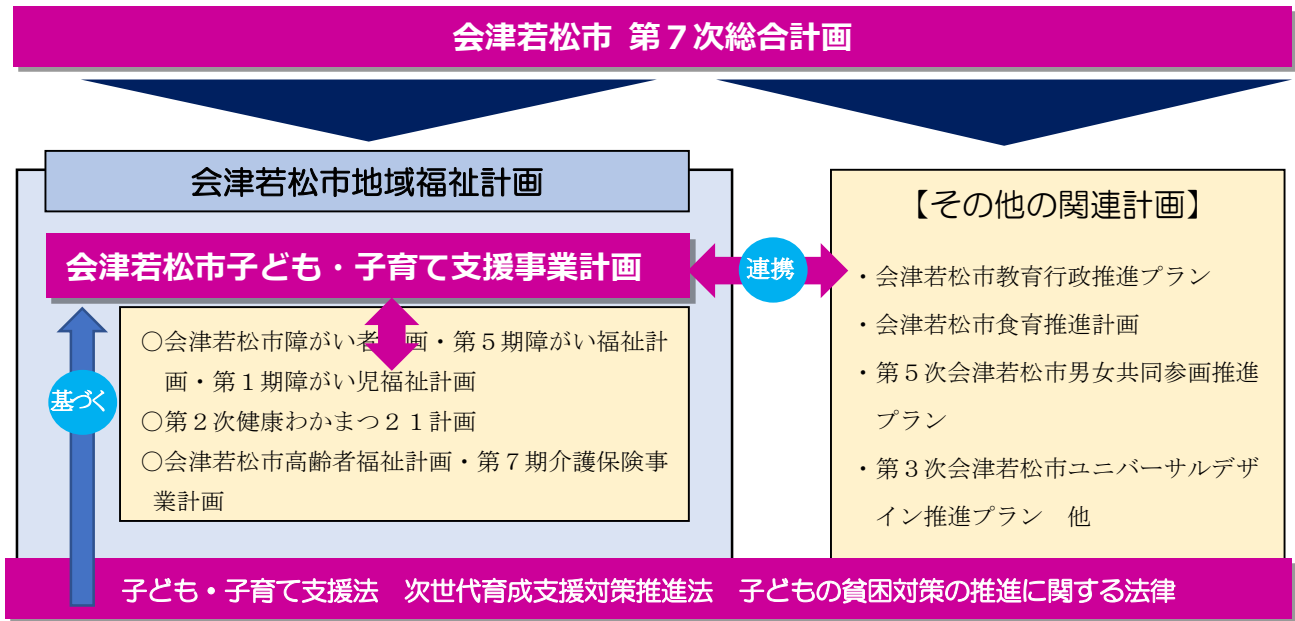
「会津若松市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から5か年）」の計画期間の終了を迎えるにあたり、このような国の制度の拡充等を踏まえ、「第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策計画」を一体のものとして策定するものです。

また、本計画の策定にあたり、「会津若松市第7次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「会津若松市地域福祉計画」や関連する計画である「会津若松市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、「第2次健康わかまつ21計画」などとの整合を図ります。

本計画と本市の他の計画との関係については、以下のとおりです。



### 3 事業計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

| 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--|--------|--------|--------|-------|--|-------|-------|-------|-------|
| <b>会津若松市 子ども・子育て支援事業計画</b><br>・子ども・子育て支援事業計画<br>・次世代育成支援行動計画 |        |        |        |       | <b>第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画</b><br>・子ども・子育て支援事業計画<br>・次世代育成支援行動計画<br>・子どもの貧困対策計画 |       |       |       |       |
| 見直し  |        |        |        |       | 必要により適宜見直し   |       |       |       |       |
|  |        |        |        |       | 見直し  |       |       |       |       |

### 4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、両親共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くのサービス提供施設を希望する傾向も見受けられることから、第1期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、会津若松市全体を一つの区域として設定します。

# 第2章 子育て環境・施策の現状

## 1 子育て環境の現状

### (1) 人口動向等

#### ○人口・世帯数の推移

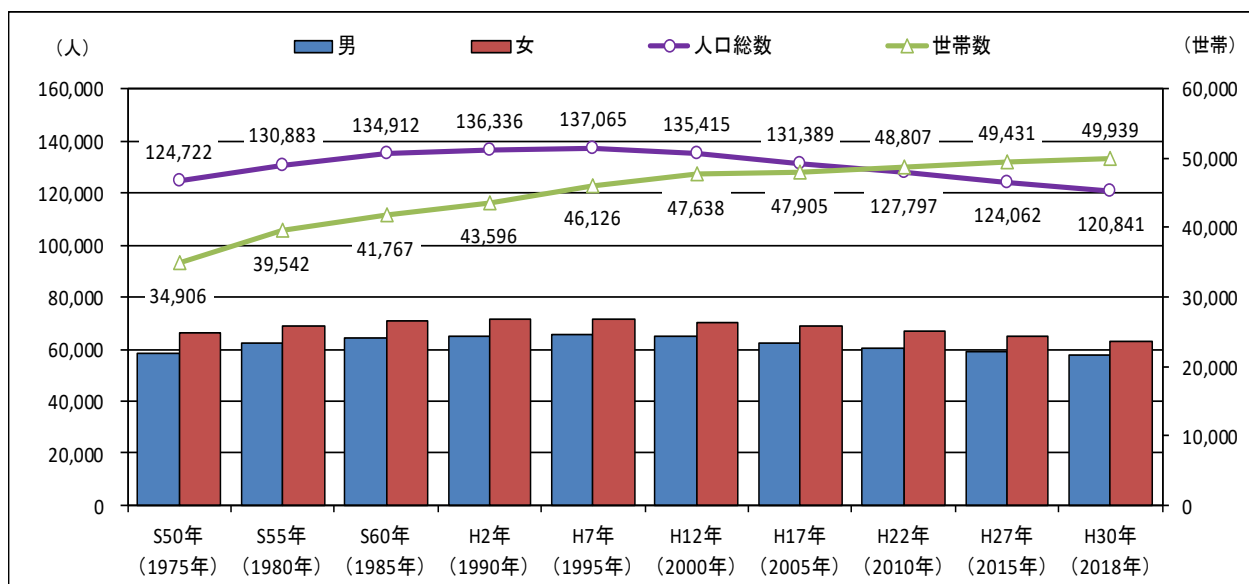
少子高齢化が進み、全国の人口は平成 27 年の国勢調査で初めて減少に転じました。

本市においては、平成 7 年の 137,065 人(国勢調査)をピークに、その後は減少を続け、平成 30 年には 120,841 人(現住人口調査)と、平成 7 年以降約 1 万人の減少となっています。

一方、世帯数をみると、人口が減少に転じた平成 7 年以降も小幅ではあるものの、世帯数は一貫して増加を続けており、平成 30 年には 49,939 世帯となっています。

人口は減少し、世帯数は増加を続けていることから、1 世帯あたり人口は減少が続いており、平成 30 年には 2.4 人となっています。

◇人口・世帯数の推移



|                 | S50年<br>(1975年) | S55年<br>(1980年) | S60年<br>(1985年) | H2年<br>(1990年) | H7年<br>(1995年) | H12年<br>(2000年) | H17年<br>(2005年) | H22年<br>(2010年) | H27年<br>(2015年) | H30年<br>(2018年) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 男               | 58,643          | 62,020          | 64,020          | 64,895         | 65,606         | 64,897          | 62,443          | 60,639          | 59,200          | 57,819          |
| 女               | 66,079          | 68,863          | 70,892          | 71,441         | 71,459         | 70,518          | 68,946          | 67,158          | 64,862          | 63,022          |
| 人口総数            | 124,722         | 130,883         | 134,912         | 136,336        | 137,065        | 135,415         | 131,389         | 127,797         | 124,062         | 120,841         |
| 世帯数             | 34,906          | 39,542          | 41,767          | 43,596         | 46,126         | 47,638          | 47,905          | 48,807          | 49,431          | 49,939          |
| 1世帯あたり<br>人口(人) | 3.6             | 3.3             | 3.2             | 3.1            | 3.0            | 2.8             | 2.7             | 2.6             | 2.5             | 2.4             |

資料：国勢調査、H30 年は福島県現住人口調査（各年 10 月 1 日現在）

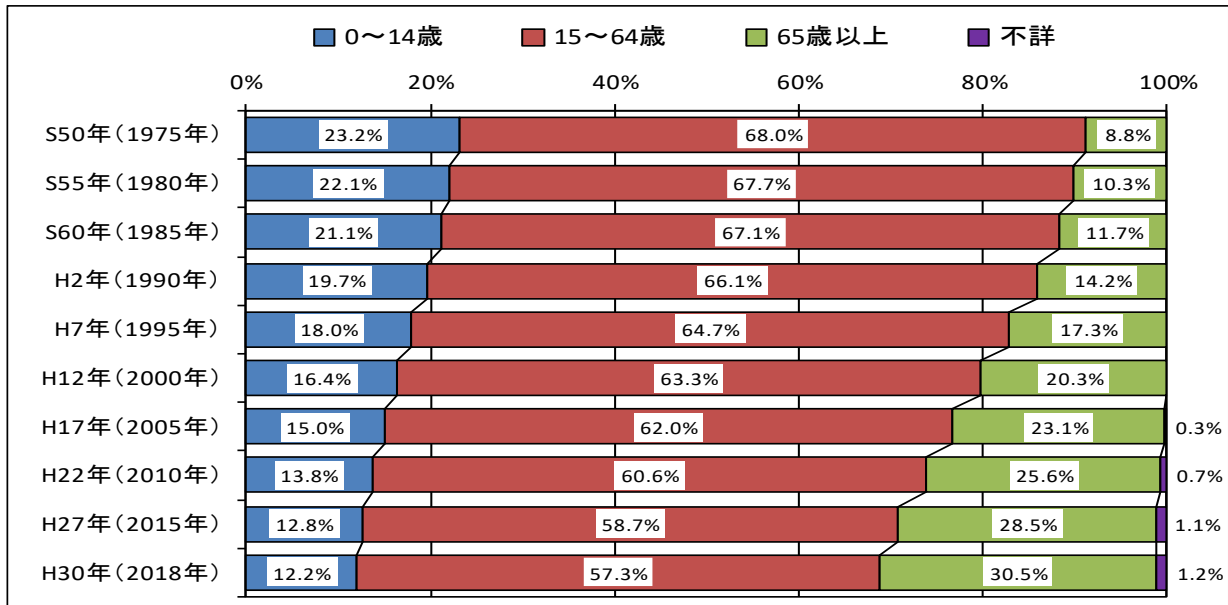
## ○児童人口の推移

本市の人口を年齢3区別にみると、年少人口(0～14歳)比率及び生産年齢人口(15～64歳)比率は減少し、老年人口(65歳以上)比率は増加しており、少子高齢化の状況が明確になっています。

18歳以下の児童人口についてみると、平成7年の31,998人から平成27年には20,942人と20年間で約1.1万人の減少となっています(国勢調査)。

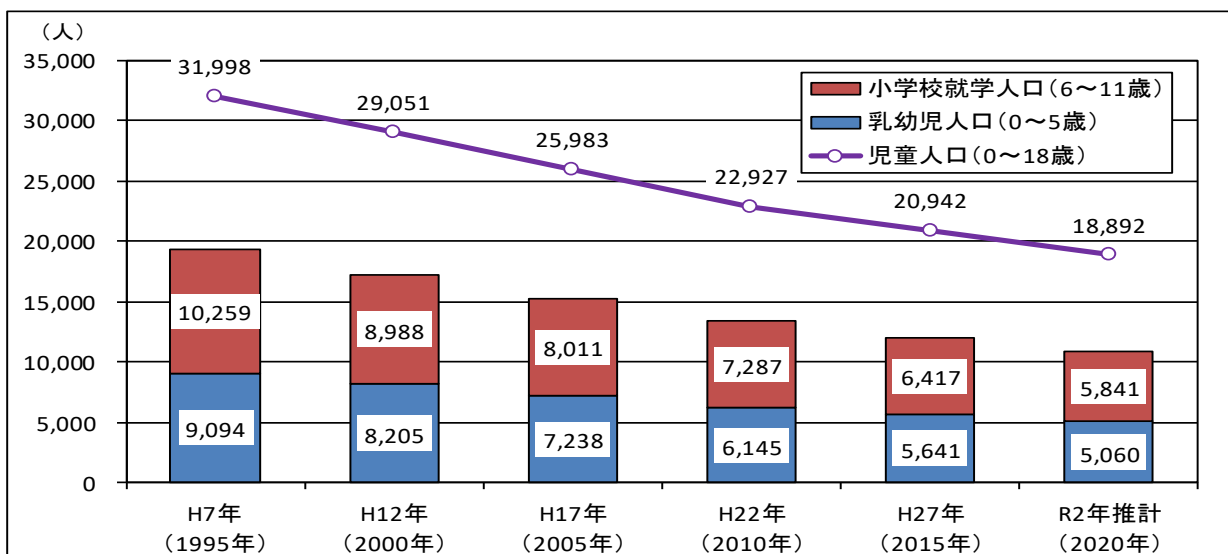
今後もこの傾向は続くと予想され、令和2年には約18,900人になると推計されます(コーホート変化率法<sup>\*</sup>による)。

### ◇年齢3区別人口比率の推移



資料：国勢調査、H30年は福島県現住人口調査(各年10月1日現在)

### ◇児童人口(0～18歳)の推移



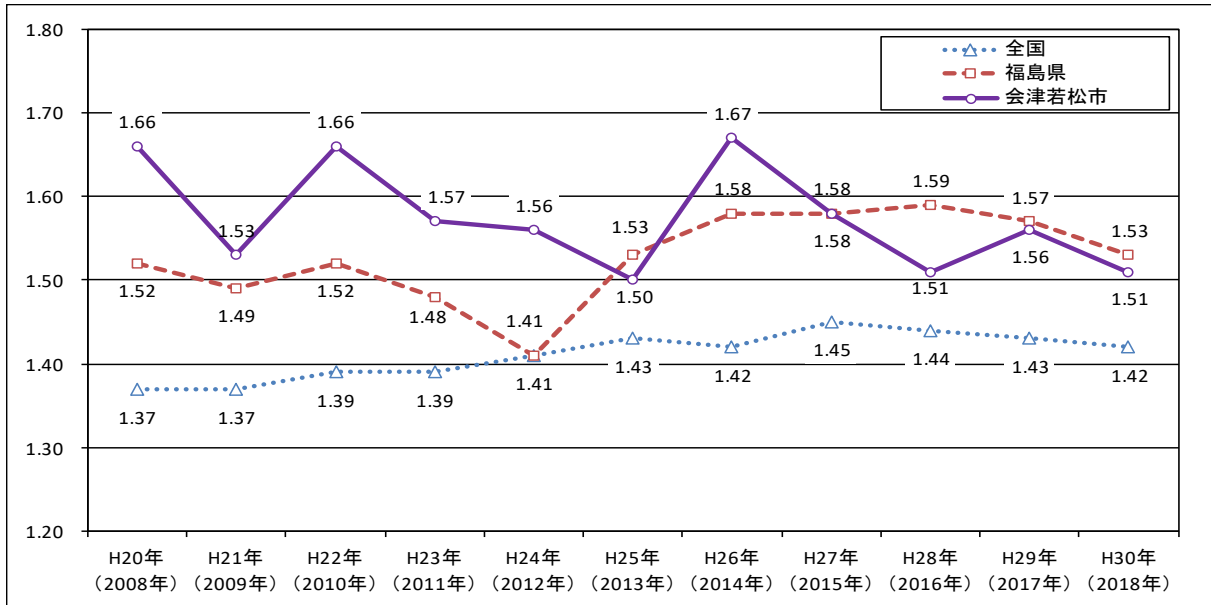
資料：国勢調査(R2年はコーホート変化率法による推計)

### ○合計特殊出生率※・出生数

合計特殊出生率についてみると、これまで本市は全国や福島県を上回る数値で推移していましたが、平成28年以降は福島県を下回る値となっています。

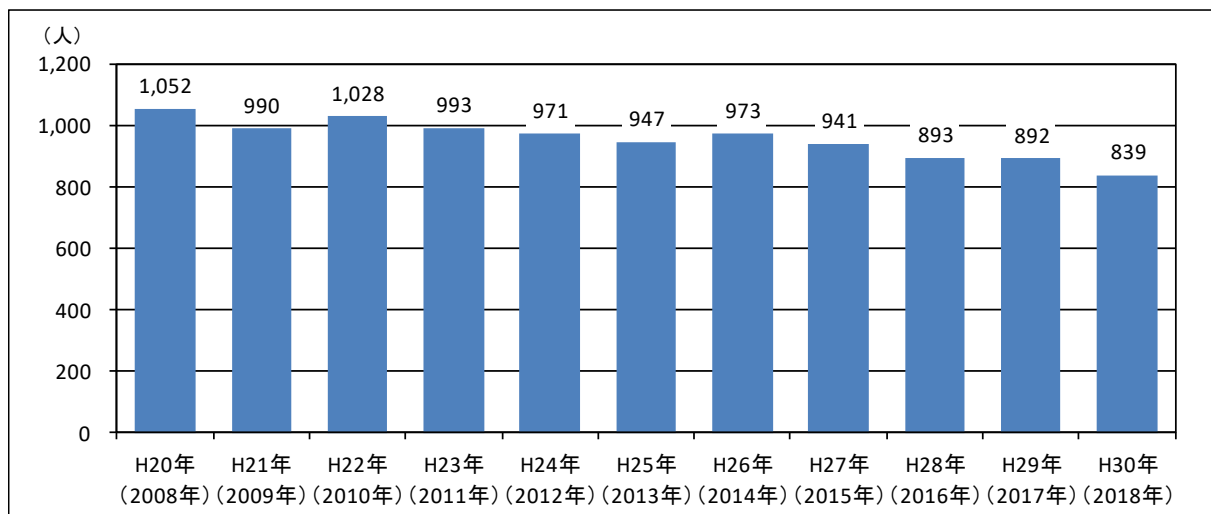
また、年によって多少の増減はあるものの、本市の出生数は減少傾向にあり、平成28年には900人を下回り、平成30年は839人となっています。

#### ◇合計特殊出生率の推移



資料：福島県人口動態の概況

#### ◇出生数の推移

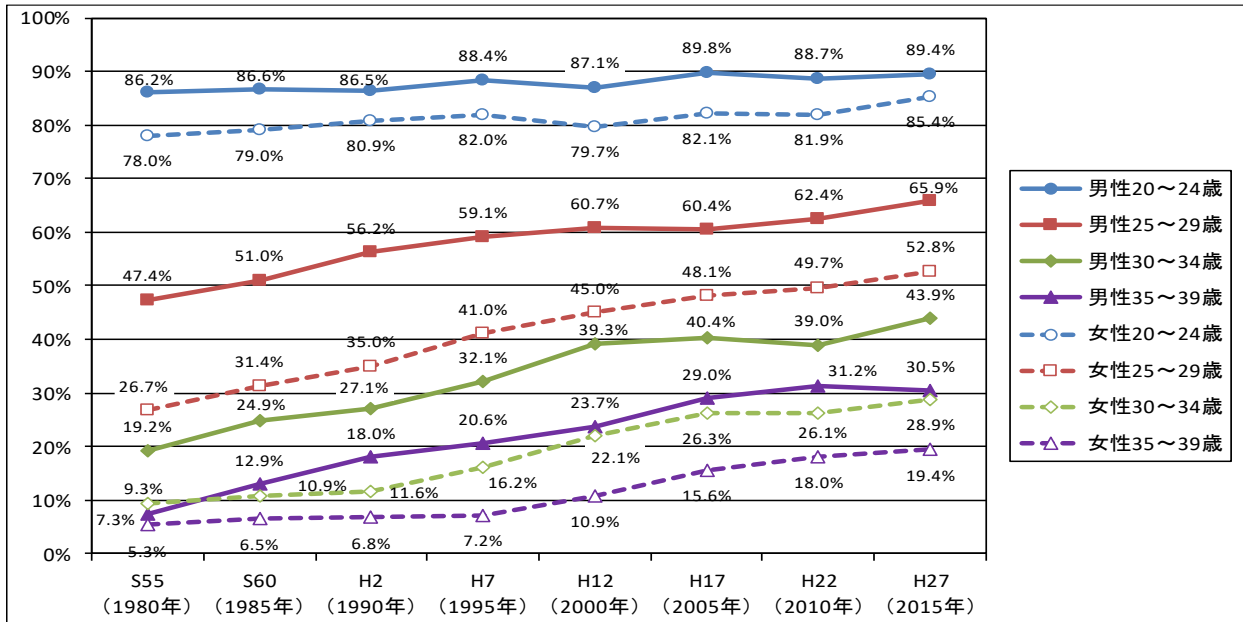


資料：国勢調査、福島県現住人口調査

### ○未婚率の推移

本市の未婚率は、男女とも各年代で上昇しています。平成27年の女性の未婚率は、「20～24歳」は85%で、「25～29歳」は約50%、「30～34歳」は約30%、「35～39歳」は約20%となっており、「20～24歳」を除き、平成7年から20年間で10ポイント以上上昇しています。

#### ◇未婚率の推移

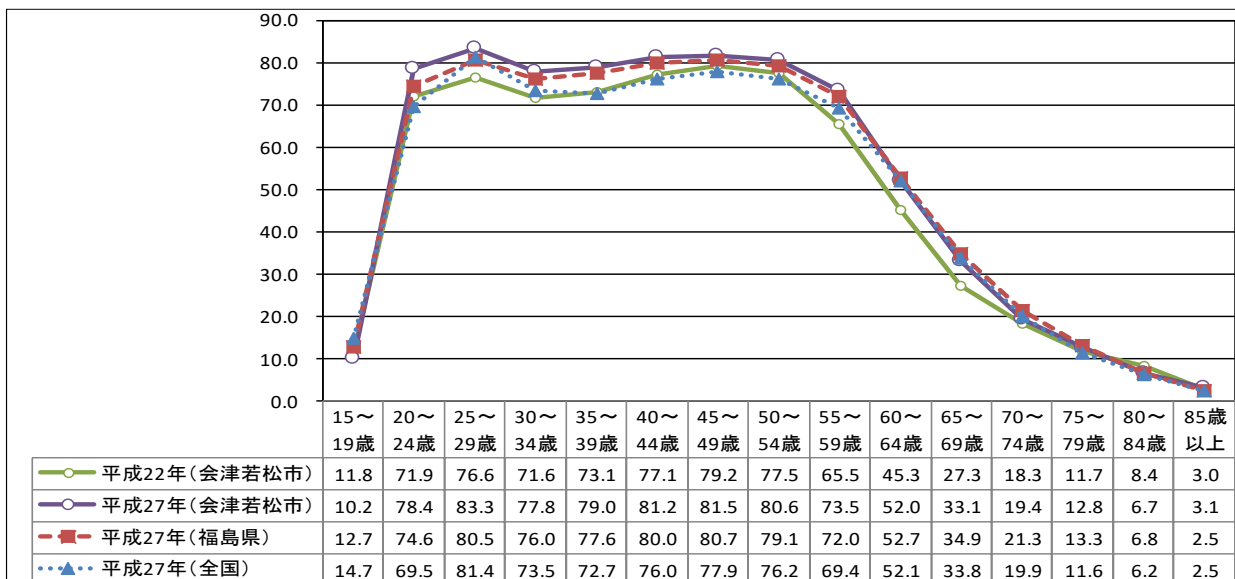


資料：国勢調査

### ○女性の労働力率

本市の女性の労働力率は国や県より高いものの、国や県と同様に30歳代で比率が低下する、いわゆるM字カーブがみられます。結婚や出産・育児による離職及び子育てが一段落した後の再就職が影響しているものと思われます。

#### ◇女性の年齢階層別労働力率の推移



資料：国勢調査

## (2) 教育・保育施設等の状況

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、新制度に対応した施設へと整備が進められました。幼稚園から認定こども園への移行により、認定こども園が増加しており、平成 31 年 4 月現在で 15 施設(幼保連携型 13 施設、幼稚園型 2 施設)となっています。

前述のとおり、子どもの人数は減少傾向にあるものの、教育・保育施設の入所児童数は増加傾向にあり、特に認定区分※ 2 号・3 号の児童が増加しています。

なお、本計画の第 1 期計画期間である平成 27 年度以降、各年度末における待機児童数は発生しておりません。

### ◇教育・保育施設等の概況（平成 31 年 4 月現在）

| 区分      | 種類            | 施設数 | 定員      |
|---------|---------------|-----|---------|
| 教育・保育施設 | 認可保育所         | 15  | 1,565   |
|         | 認定こども園（幼保連携型） | 13  | 2,233   |
|         | 認定こども園（幼稚園型）  | 2   | 264     |
|         | 幼稚園           | 2   | 95      |
|         | 小計            | 32  | 4,157 人 |
| 地域型保育事業 | 小規模保育         | 6   | 102     |
|         | 家庭的保育         | 1   | 5       |
|         | 事業所内保育        | 1   | 26      |
|         | 小計            | 8   | 133 人   |
| 合計      |               | 40  | 4,290 人 |

### ◇教育・保育施設等の推移

| 年度                    | 総数 | 公立 | 私立 | 児童数（人）  |       |          |
|-----------------------|----|----|----|---------|-------|----------|
|                       |    |    |    | 認定区分    | 定員    | 月平均入所児童数 |
| 平成 27 年度<br>(2015 年度) | 35 | 7  | 28 | 1 号     | 1,610 | 1,209    |
|                       |    |    |    | 2 号・3 号 | 2,492 | 2,547    |
| 平成 28 年度<br>(2016 年度) | 34 | 3  | 31 | 1 号     | 1,542 | 1,146    |
|                       |    |    |    | 2 号・3 号 | 2,681 | 2,761    |
| 平成 29 年度<br>(2017 年度) | 38 | 3  | 35 | 1 号     | 1,542 | 1,048    |
|                       |    |    |    | 2 号・3 号 | 2,828 | 2,974    |
| 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 39 | 3  | 36 | 1 号     | 1,416 | 935      |
|                       |    |    |    | 2 号・3 号 | 3,023 | 3,101    |

### (3) 子どもを持つ保護者の状況等（平成30年度ニーズ調査より）

平成30年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査（以下、「ニーズ調査」といいます。）」の結果、第1期計画策定時に実施した平成25年度ニーズ調査の結果及び次世代育成支援行動計画・後期行動計画策定時に実施した平成20年度ニーズ調査の結果も参考に記載し、比較・分析の上、保護者の状況等について、以下のとおり整理しました。

#### ○子育て家庭の状況

ニーズ調査に回答のあった世帯類型をみると、「両親とも正社員（フルタイム×フルタイム）」の家庭が過半数（54.5%）を占め、5年前の平成25年度調査より比率が増加しています。

一方、「両親のどちらかが専業主婦（夫）」は22.5%となっており、平成25年度調査の33.7%より、大幅に比率が低下する結果となっています。

#### ◇家族類型

| 区分            | 平成20年度<br>(2008年度) | 平成25年度<br>(2013年度) | 平成30年度<br>(2018年度) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ひとり親家庭        | 9.3%               | 6.7%               | 4.4%               |
| フルタイム×フルタイム   | 34.4%              | 42.8%              | 54.5%              |
| フルタイム×パートタイム  | 16.0%              | 16.3%              | 18.2%              |
| 専業主婦(夫)       | 35.5%              | 33.7%              | 22.5%              |
| パートタイム×パートタイム | 0.4%               | 0.3%               | 0.2%               |
| 無業×無業         | 0.6%               | 0.3%               | 0.3%               |
| その他           | 3.7%               | 0.0%               | 0.0%               |
| 合計            | 100.0%             | 100.0%             | 100.0%             |

注：フルタイム×フルタイム = 両親とも正社員勤務を表す。

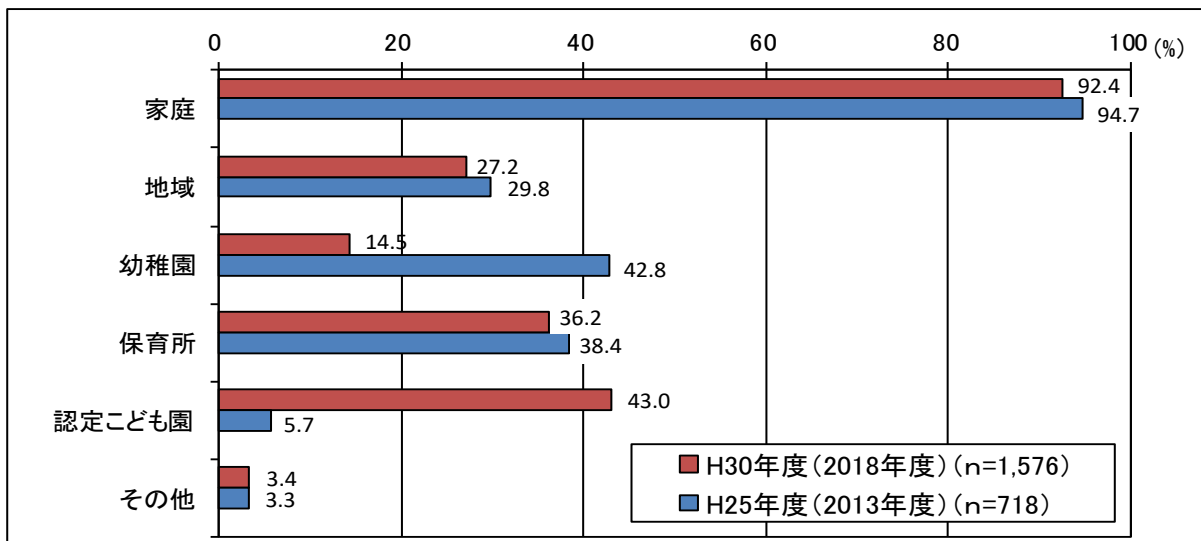
表中の比率は各年度のニーズ調査に回答のあった世帯の比率であり、子育て世帯の実数ではない。

資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

#### ○子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」が圧倒的に多く、「認定こども園」が43.0%、「保育所」が36.2%、「地域」が27.2%となっています。

#### ◇子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



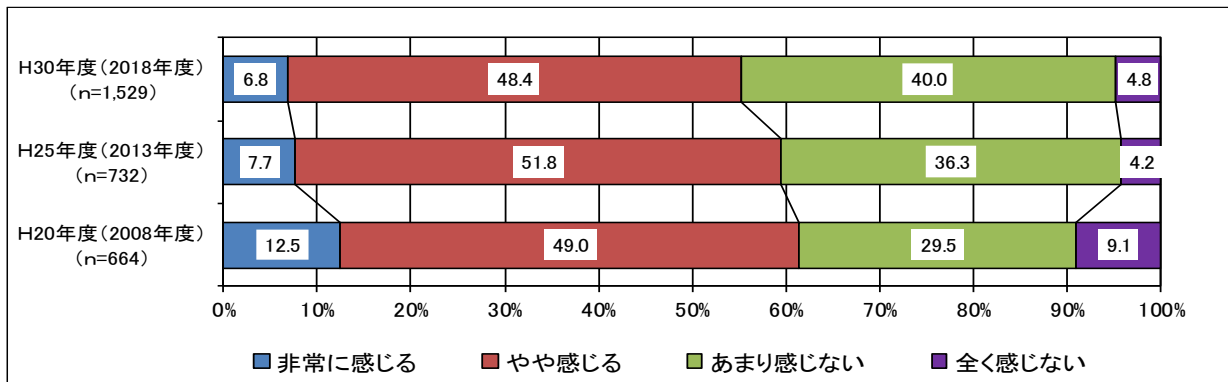
資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)



## ○子育てに関する不安感や負担感

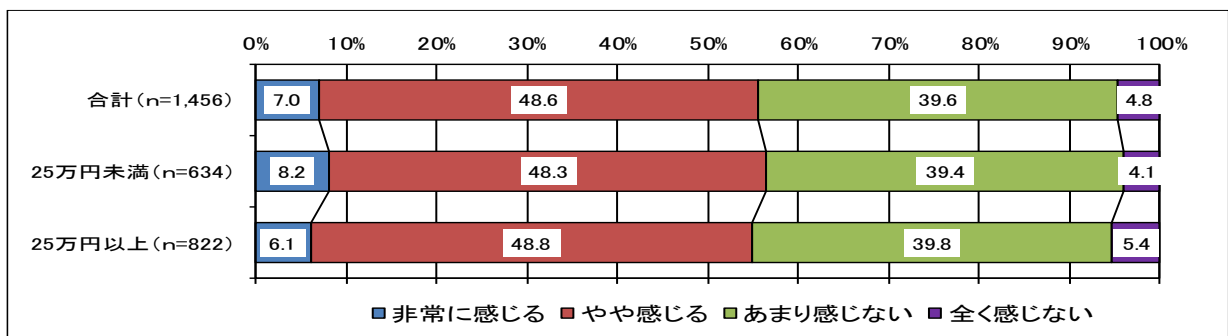
子育てに関する不安感や負担感については軽減する傾向にあるものの、“感じる”（「非常に感じる」+「やや感じる」）の割合は55.2%と、依然として過半数を占めています。世帯の月収別にみると「非常に感じる」は、“25万円以上”は6.1%ですが、“25万円未満”は8.2%と比率が高い結果となっています。

### ◇子育ての不安感や負担感



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

### ◇世帯の月収別子育ての不安感や負担感



注：合計は世帯の月収が不明を除く。

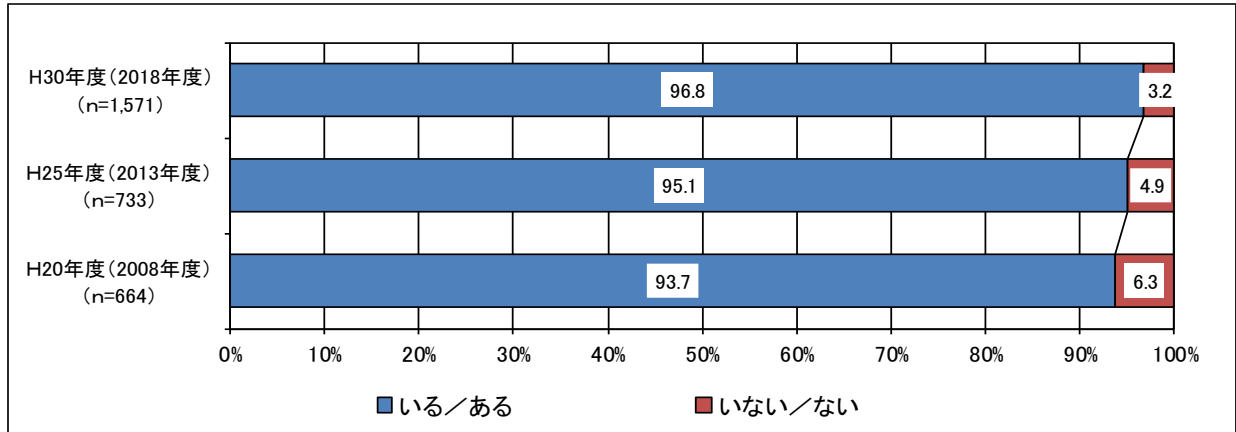
資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度)

## ○子育てに関する相談

子育てに関する相談については、気軽に相談できる人（場所）が「いる/ある」は96.8%と高く、かつ増加傾向にあります。

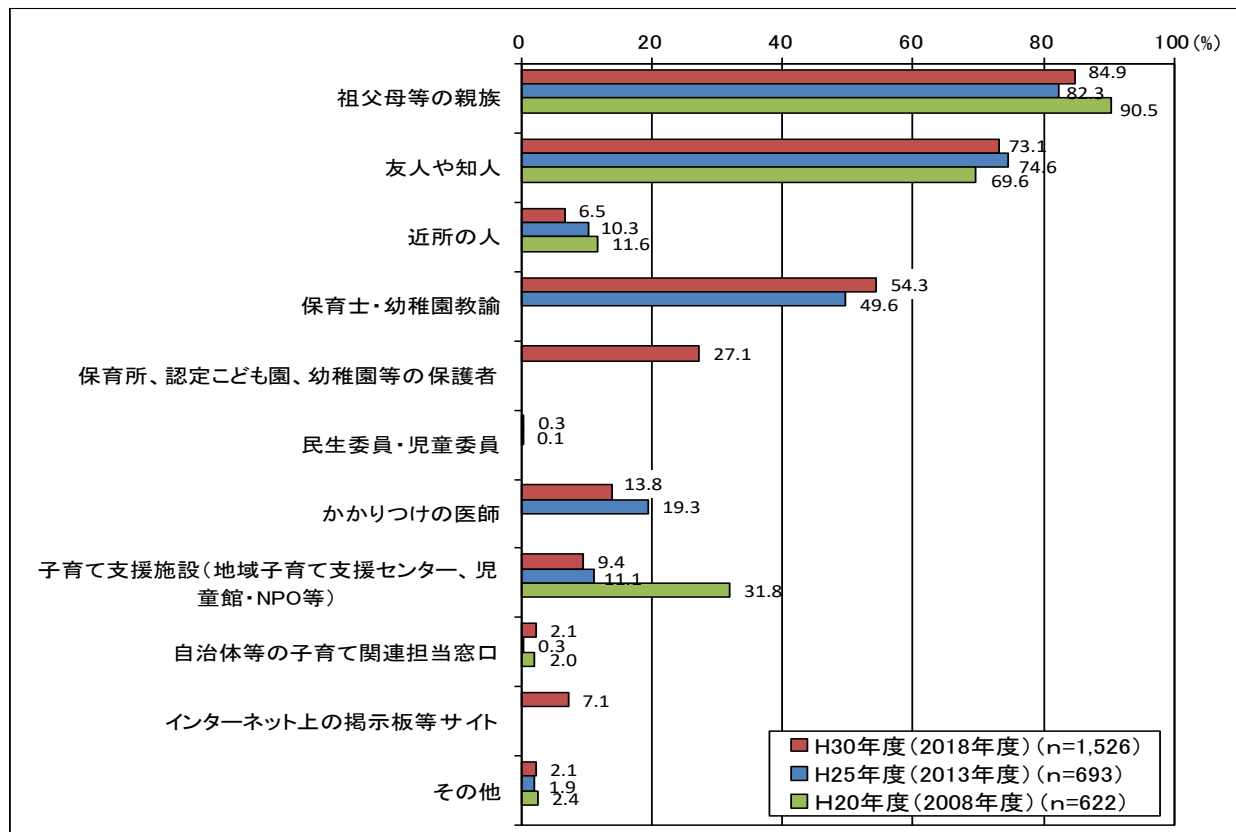
相談先では「親族」や「友人・知人」は7割を超える高い比率となっており、次いで「保育士・幼稚園教諭」や「保育所等の保護者」の比率が高い結果となっています。

◇子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

◇気軽に相談できる先（複数回答）



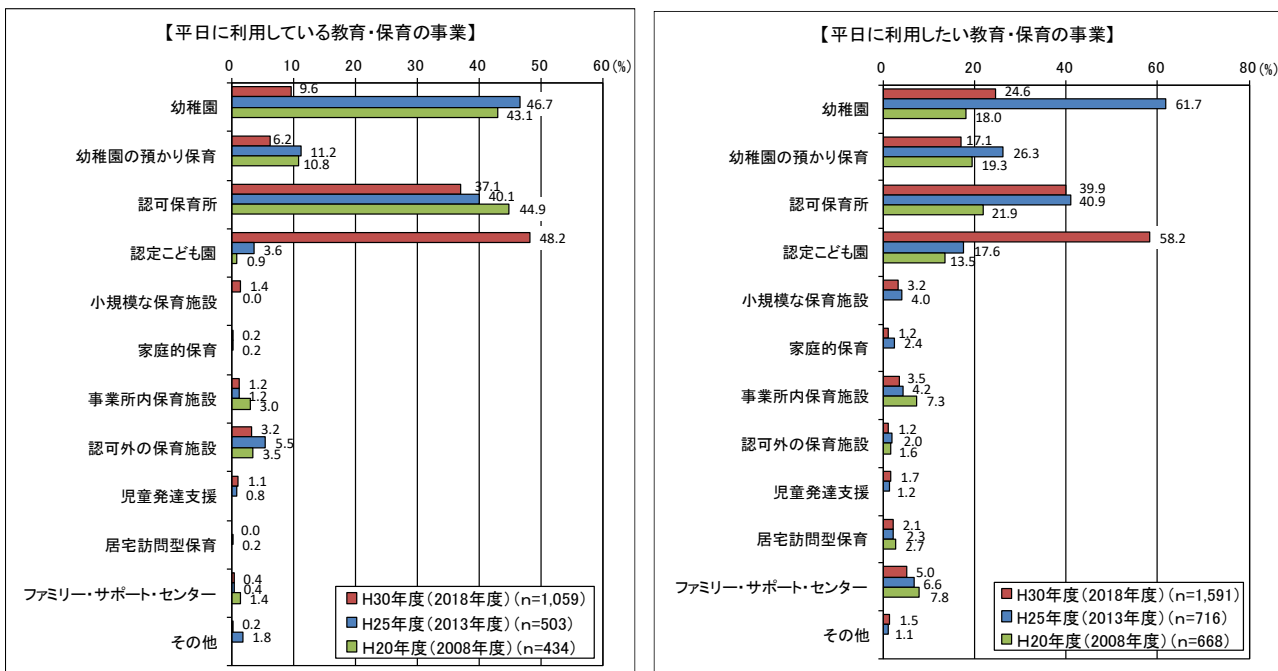
注：調査年次によって選択肢が異なるものがある

資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

### ○子育て支援サービス

子育て支援サービスについては、「幼稚園から認定こども園への移行」の実態を反映し、「幼稚園」は利用状況・利用意向とも、前回調査から大幅に減少し、代わって「認定こども園」が利用状況・利用意向とも大幅な増加となっています。

#### ◇子育て支援サービスの利用状況・利用意向（複数回答）

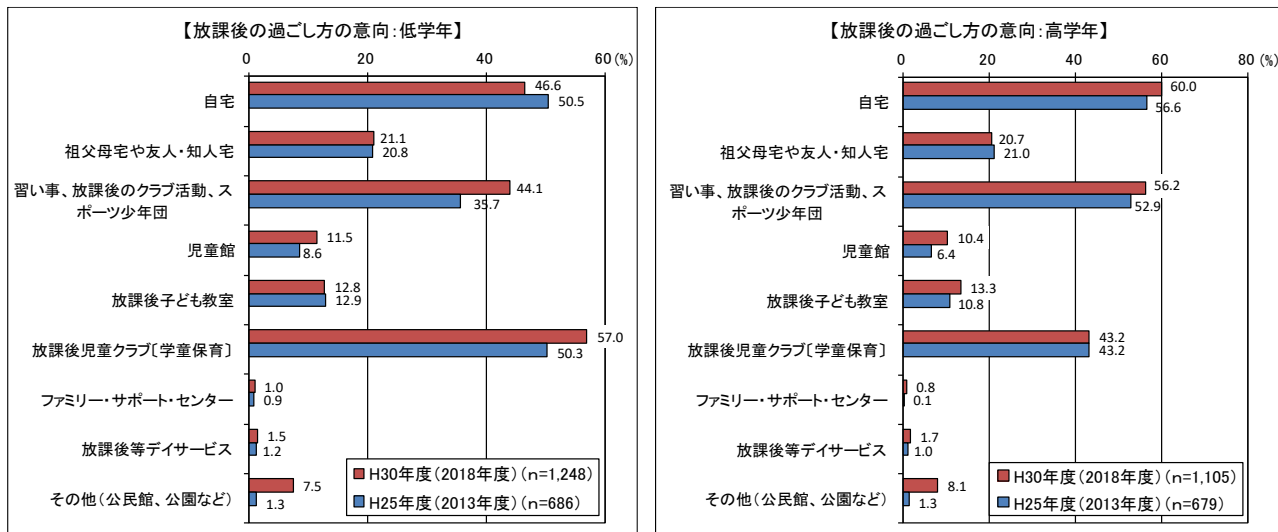


資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度・20年度)

### ○小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校入学後の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ（学童保育）」は低学年で57.0%、高学年で43.2%が希望しており、低学年は前回よりも増加しています。

#### ◇放課後の過ごし方の意向（複数回答）

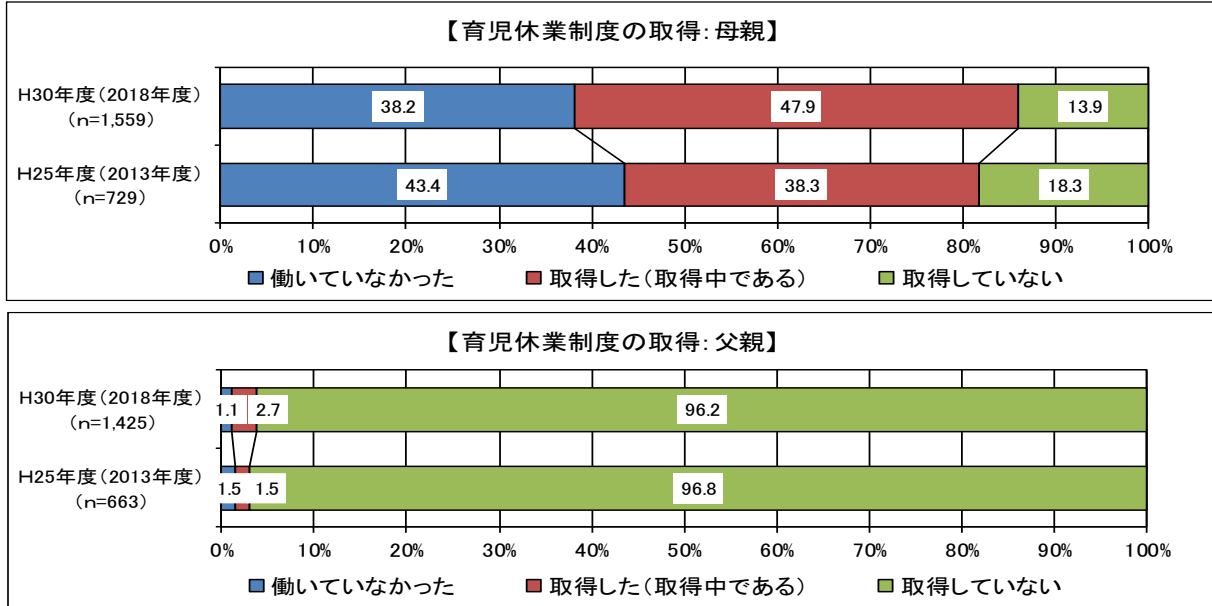


資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

### ○育児休暇の取得状況

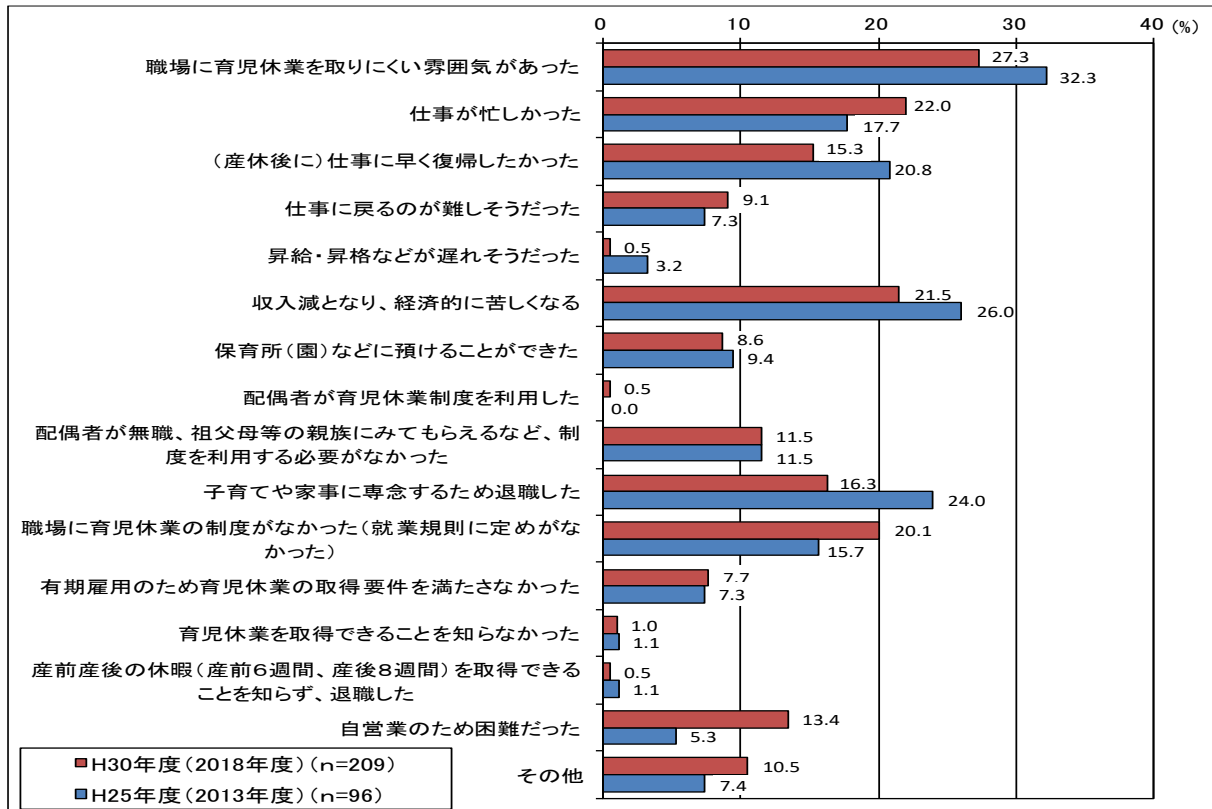
育児休暇の取得状況については、母親は前回の38.3%から47.9%に、父親は1.5%から2.7%にそれぞれ増加しています。母親の取得率が上昇している中で、育児休業を取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業の制度がなかった」などが上げられています。

#### ◇育児休業制度の取得状況



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

#### ◇育児休業を取得していない理由(母親)(複数回答)



資料：ニーズ調査(未就学児保護者：平成30年度・25年度)

#### (4) 子ども・子育てを取り巻く環境について

計画策定の趣旨を踏まえつつ、本市の人口動向等や子どもを持つ保護者の状況等をもとに、本市における子ども・子育てを取り巻く環境について、以下のとおり整理いたします。

##### ○児童人口の減少

本市の児童人口は20年間で約1.1万人の減少となっています。出生数は年々減少し、合計特殊出生率は近年、1.5台で推移しています。

児童の人口減少・少子化の進行を防ぐため、誰もが安心して妊娠・出産を迎え、子育てができるような支援策が求められています。

##### ○共働き世帯の増加

本市の女性の労働力率は増加傾向にあります。ニーズ調査結果によると共働き世帯が増加していると推察され、子育てと仕事の両立に苦勞を感じている家庭が増加していると考えられます。男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、「家事・育児は女性の役割」といった固定的性別役割分担意識の解消はもとより、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが求められています。

また、子育て支援で重要な教育・保育施設についても、子ども・子育て支援に係る制度の推進とともに保護者のニーズも変化しています。引き続き、認定こども園等の整備を促進するとともに、「小1の壁<sup>\*</sup>」といわれる小学校入学後の支援（放課後児童健全育成事業等）について、市民ニーズに応じたサービスを提供していくことが求められています。

##### ○子育てに関する高い不安感や負担感

子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境としては、「家庭」（92.4%）、「認定こども園」（43.0%）、「保育園」（36.2%）、「地域」が27.2%となっています。また、子育てに関する不安感や負担感を“感じる”割合は55.2%と過半数を占める中、子育てに関する相談先としては、「祖父母等の親族」（84.9%）、「友人・知人」（73.1%）、「保育士・幼稚園教諭」（54.3%）、「保育所等の保護者」（27.1%）となっています。

核家族化の進行や共働き世帯の増加などもあり、「家庭」での養育力（子育て力）の低下が危惧されています。子どもたちの健やかな成長を支援していくため、「認定こども園」等の教育・保育施設はもとより、「地域」や「友人・知人」、さらには専門機関などを含め、社会全体で子ども・子育てを支えていくことが求められています。

##### ○子どもの事故・犯罪等の被害防止

行政における虐待等の対応件数は、近年増加傾向にあります。また、子どもが被害者となる事故・事件が社会に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。

安心して子どもが暮らせるために、施設、学校、行政及び地域等が連携し、交通安全・見守り等の安全確保活動、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見及び適切な対応、並びに子どもや保護者に対する相談・支援等の体制を充実していくことが求められています。

## 2 第1期計画における取組状況等

### 基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち

| 基本施策                   | 主な施策                   | 取組状況等  |
|------------------------|------------------------|--|
| 1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進 | (1) 子育て意識の醸成           | 男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発として、「男女共同参画」の推進や子どもへの暴力防止につながるような子どもの権利を尊重する意識づくりとして「子どもへの暴力防止プログラムワークショップ」を実施し、子育て意識の醸成に向け取り組んでいます。   |
|                        | (2) 市民参加の子育て支援         | 「ファミリー・サポート・センター事業」や「ホームスタート事業」では会員数や訪問回数が増加するなど、市民の協力により活動が強化されています。<br>また、「あいづっこ宣言」については、企業と連携した普及・啓発など地域社会全体で取組を進めています。<br>さらに、平成28年度には「子ども未来基金」を創設し、平成29年度から子どもに対する活動を行う団体への助成を開始しました。 |
|                        | (3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援 | 幼稚園から認定こども園への移行等に取り組む、認定こども園は15園となりました。<br>また、保育所や幼保連携型認定こども園において「地域子育て支援センター」を開設し、平成31年4月現在24施設において育児相談や園庭開放等を実施しています。  |

### 基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

| 基本施策               | 主な施策                       | 取組状況等  |
|--------------------|----------------------------|--|
| 1 妊産婦や子どもの健康の確保    | (1) 妊産婦の健康に関する情報の充実        | 母子健康手帳の交付や、医療機関との連携による支援が必要な妊産婦に対する訪問指導等に取り組んでいます。平成30年度は産婦の状態把握のための質問票を追加し、早期支援に取り組みました。<br>また、平成29年度から「産後ケア事業」への取組や、平成30年度には「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組んでいます。 |
|                    | (2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実          | 妊産婦健康診査助成、乳幼児健康診査を実施しており、内容充実等に取り組んでいます。<br>また、平成29年度から「新生児聴覚検査」の公費負担を開始しました。  |
|                    | (3) 乳幼児の健康に関する情報の充実        | 「離乳食教室」や「健診事後相談(わんぱく相談)」、「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。<br>また、平成30年度から「5歳児発達相談事業」にも取り組んでいます。  |
|                    | (4) 救急医療体制の充実              | 会津若松医師会等との連携により「夜間急病センター」や「休日当番医」体制を確保し、メール配信サービス等により情報発信に努めています。  |
|                    | (5) 食育の推進                  | 教育・保育施設及び学校において「食育計画」を策定し、これに基づき食育への取組を実施しました。<br>会津若松市食育ネットワークとの協働により幅広く食育を推進しています。   |
| 2 子育て家庭への各種サービスの充実 | (1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供     | 子育て支援チラシを作成し窓口配布やホームページに掲載するなど、幅広い子育て関連情報を発信しました。<br>また、専門職員を担当課に配置し、相談に対応しました。  |
|                    | (2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上 | 家庭児童相談室に家庭相談員2名を配置し、児童虐待を含む相談・指導に応じており、関係機関との連携を図りながら早期発見・支援に努めています。その他「子育て講演会」を実施しました。  |

|                      |                            |  |
|----------------------|----------------------------|--|
|                      | (3) 保育サービスの充実              | 民間事業者の協力を得ながら、認定こども園への移行、延長保育や一時預かり、休日保育、子育て支援短期入所事業の拡充に取り組んでいます。  |
|                      | (4) 放課後児童健全育成事業の充実         | 平成27年度から対象年齢を小学6年生まで拡大し、開所時間も最大で19時まで利用が可能とするなどにより、登録児童者数は毎年増加しています。   |
| 3 子育てしやすい生活環境などの整備   | (1) 安心して外出できる環境の整備         | 公共施設（トイレ、駐車場、段差解消など）や道路（歩道の整備・拡幅・バリアフリー化など）の整備、点検等を実施しています。  |
|                      | (2) 子育てしやすい居住環境の整備         | 良好な居住環境の確保に向けた市営住宅におけるトイレ等設備の改修や、ファミリー世帯向け特定優良賃貸住宅の供給を行っています。  |
|                      | (3) 子どもの遊び場の整備             | 公園は日常点検による維持管理と必要に応じた整備を行っています。屋内遊び場については、ホームページ等により地域子育て支援センターや屋内で遊べる民間施設等情報を発信しています。   |
| 4 仕事と生活との両立の支援       | (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 優良事例やメリット紹介など、啓発を図り、「次世代育成支援企業認証」や「男女共同参画推進事業者表彰」の認証・表彰企業が増加しています。   |
|                      | (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備      | 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）を民間機関の協力を得て1か所で実施しています。平成30年度は延べ282人の利用がありました。   |
| 5 子育て家庭への経済的支援       | (1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実     | 「児童手当」や「子ども医療費助成事業」、「保育料等の減免」などによって子育て家庭への経済的支援を行っています。  |
| 6 援助を必要とする子どもや家庭への支援 | (1) 子どもの虐待防止の強化            | 平成28年度から要保護児童対策地域協議会専門員を配置し「要保護児童対策地域協議会」において対象世帯を把握し個別ケース検討会により支援を行っています。<br>また、養育支援員を5名配置し養育支援が必要な家庭を訪問し指導や助言等を行っています。   |
|                      | (2) ひとり親家庭への支援             | ひとり親家庭に対し「児童扶養手当」や保険診療による医療機関窓口での無料化とする「ひとり親家庭医療費助成事業」、「母子家庭等自立支援給付金」、「就学遺児奨励金」などの支給、助成を行っています。<br>また、平成29年7月に開所した民設民営の母子生活支援施設（はる）は、緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行っています。   |
|                      | (3) 障がいのある子どもや家庭への支援       | 障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、第1期障がい児福祉計画に基づき「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行っています。<br>また、「地域自立支援協議会」による「障がい児福祉計画」等の進行管理、「障がい者総合相談窓口」、「地域相談窓口」等による障がいに関する相談や情報発信等を行っています。<br>支援学校等に移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供しています。 |

## 基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち

| 基本施策                    | 主な施策                           | 取組状況等   |
|-------------------------|--------------------------------|---|
| 1 子育てをする親の育成            | (1) 子育てをする親への支援                | 地域子育て支援センターや児童館（幼児クラブ）等において、 <b>育児相談</b> や <b>保護者同士の交流</b> の場を提供しました。<br>また、4か月児健康診査において、乳児及び保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出する「ブックスタート事業」や図書館での赤ちゃんおはなし会などを通して子育ての楽しさなどを伝えています。 |
|                         | (2) 幼児とふれあう機会の提供               | 市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などから、総合的な学習の一環としての <b>職場体験・インターンシップ</b> の依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等に配慮した取組を行っています。  |
|                         | (3) 思春期における健康教育の推進             | 各小中学校で <b>全体計画・年間計画</b> を作成し、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施しています。<br>中学校では、外部講師等を活用した年1回以上の <b>薬物乱用防止教育</b> を実施しています。  |
| 2 心豊かな子どもを育む活動の充実       | (1) 子どもに関する情報の充実               | 「 <b>会津若松プラス</b> 」や市ホームページ、会津図書館ホームページ等の情報媒体を活用し、子ども・子育てに関する情報を発信しています（「あいづっこニュース」は平成29年度で終了）。  |
|                         | (2) 心豊かな子どもを育む体験活動等の実施         | 市内10公民館が11か所で開催する「 <b>放課後子ども教室</b> 」、子ども会育成会連絡協議会との共催で行う「 <b>指導児講習会</b> 」、高齢者との交流（会津わくわく学園と小学生の交流）、子どもの読書活動の推進等を行っています。   |
|                         | (3) 外国や他市との交流活動の推進             | <b>グローバル人材育成事業</b> として毎年30名前後の高校生が参加しました。<br>友好都市中国荊州市との <b>青少年書画交換交流</b> を毎年実施しています。   |
| 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 | (1) 学校の教育環境の整備                 | 市内全小中学校で「 <b>学校評議員制度</b> 」を実施しています。<br>また、学校評議員による「学校関係者評価」及び全教職員・保護者・園児児童生徒による「自己評価」からなる「 <b>学校評価</b> 」も全学校で実施しています。   |
|                         | (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進 | 教育・保育施設と小学校の連携のため、保育所保育指針の改定に伴う保育所児童保育要録の見直しを行い、新たな様式を作成、配布し、 <b>小学校への引継ぎ</b> を行っています。  |
| 4 子どもの安全の確保             | (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進     | <b>青少年問題協議会</b> による関係団体との連携強化、少年センター補導員による <b>街頭補導活動</b> 、声かけ事案発生時の関係機関におけるメール配信等による情報発信、「ひなんのくるま」ステッカーを貼った公用車等による巡回などにより、犯罪被害の防止に努めています。   |
|                         | (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進      | 通学路における <b>交通安全指導</b> や <b>交通安全教室</b> における指導など、児童生徒の交通安全の確保に努めています。<br>また、地域の学校安全ボランティアに対して消耗品の支援等を行っています。  |
| 5 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実  | (1) 子どもの悩みに対する相談の充実            | <b>スクールカウンセラー</b> や <b>心の相談員</b> を各小・中学校に配置するとともに、 <b>適応指導教室</b> を年95回実施し、子どもや保護者に対する相談支援体制の充実に努めています。  |